

「今後の進め方」についての発言メモ

2013/6/23 用地検討委員会委員：亀倉良一

今後の進め方について、思っていることを3点述べます。

第1点は、該当用地の関係住民との事前合意を原則として貫くことです。これは、ごみ処理施設をめぐる象徴的紛争事件であった東京杉並工場建設問題が、「住民合意が必要」との地裁の和解提案から動いた歴史的教訓から自明でありますし、何よりも、今回の「決まったことだから理解を求める」という前管理者の一方的な対応が住民に通じなかった事態からも明らかです。私たちはこれまで市民運動の中で他市の経験なども調べてきましたが、関係住民との合意づくりを、丁寧に、粘り強く、重層的に取り組んでいる事例を知りました。例えば「成田市・富里市のごみ処理施設広域化計画策定業務報告書」（※1）や三鷹市・調布市の「ふじみ衛生組合」の新ごみ処理施設整備のとりくみ（※2）などからは貴重な示唆を得ることができます。

※1＝同報告書の中で6ページにわたって「広域化事業の推進方策、住民合意について」の項目を立てて市民との合意形成に関する具体的手順を述べている。

※2＝H14～17年にかけて市民委員参加の「基本計画検討委員会」を立ち上げ、委員会開催15回、勉強会20回、見学8回、シンポ2回、アンケート調査を実施。また公判ではH18～25年にかけて「新ごみ処理施設整備市民検討会」をたちあげて34回の検討会を開催した。

これらと比べて、当組合の前回検討委員会では、この問題で検討した形跡は見られません。検討結果の報告書には何もふれられておりません。議事録では、初期の段階で関連意見が散見されるが、発言者は言いつばなし、議長は言わせつばなしで重視して議論した記録はありません。その結果が今日の状況を招いたわけで、これは検討委員会の不手際か、事後の管理者の進め方が悪かったのか、どちらの責任かわかりませんが、繰り返してはならない失敗経験だと思います。幸い今日の資料「事業推進手法の比較」で「住民説明会」の反省事項が書かれておりますので、それをふまえて、ていねいな住民合意を図ることを大原則に据えていく必要があります。

第2点は、「余熱利用」の意義についての前検討委員会の評価をどう検証するか、という点です。

ご承知のように、前回の検討委員会は、事業用地絞り込みの要素に「余熱の利用方法」を重要な評価項目に据えて、「9住区」と「現在地」を最終候補地にあげ、管理者は同じ理由で「9住区」を候補地に絞り込みました。しかし、前検討委員会の議事録によって検討経過をたどってみると、どれだけ客観的な検討がされたのか疑問を抱かざるをえません。検討経過を時系列的にみると、まず初期の第4回委員会で「対象用地の評価項目及び評価基準の考え方」がテーマとなり、その段階で早々と「地域冷暖房及びプール等の余熱利用先の有無」に高い配点が配分され、第6回委員会で「現在の余熱利用施設、設備の利用が可能である」として74点の「9住区」と73点の現在地点を高く評価した報告書がまとめられました。しかしこの時点では、現在の余熱利用のあり方が果たして最善なのか、という検証はなんら

示されておりません。それがテーマになるのは第7回検討委員会以降の「将来のごみ処理基本システムおよびコンセプトについて」という議題の中であり、ここで初めて将来のシステムとして最も効率的なのは、7類型中、「地域冷暖房に最大限供給するシナリオである」との結果がコンサルタントから説明されています。このように、検討プロセスを時系列でみると、最初に余熱利用の最も効率的なあり方が検討されて、次にそれに適合する用地が選定されるという通常の順序とは反対に、まず用地が決められて、あとからそれを合理化する理屈がつけられたかのような流れとなっています。実際議事録を見ても、丁寧な検討がされた跡はありません。（※3）

※3=例えば、一委員の「地域冷暖房と高効率発電ではどちらが熱をより利用できるか」「本当に余熱利用は環境にプラスになる実効性あるものか」との意見に対し、学識経験者とみなされる委員が「発電しかできないとCO₂の発生が結構多い。20%の発電効率で2割の熱をその他に利用するとCO₂の排出量を完全に相殺でき、焼却場の場合は地球温暖化から考えると発電だけではちょっと厳しく、できるだけ余熱利用を増やすというやり方で検討されている」などの論点をすり替えた一般論が話され、これから作ろうとする当該施設の設備条件を踏まえた論証抜きに、現在の余熱利用が合理的かのように議論の流れが形づくられている（第4回検討委議事録）。この他にも、疑問点に的確に答えていない例は多々あり、言いつばなし、言わせつばなしの議論にとどまり、結果的にコンサルタントが出したシナリオに収れんしている。

もし、現在の余熱利用の方法が、前回検討委の結論どおり最善のものだとすれば、「9住区の白紙撤回」は、その望ましいあり方からの後退であり、それはどれほどのマイナスになるのかを見極めなければなりません。何よりもその前に、現在の余熱利用の方法と前回委員会の高い評価についての様々な疑問点を市民にも分かりやすく説明する必要があると考えます。

第3点は、環境省の「今後の廃棄物処理施設整備のあり方について（案）」に関わって、防災拠点としての役割の付与と「高効率発電」の要請を一体として取り込んでいくことを重要なコンセプトとする必要があるのではないかと考えます。

まず、「高効率発電」については、前回検討委員会のメーカーへのヒヤリング調査の結果として「外部への熱供給を行う場合、高効率発電は困難」だとする一方で、「熱供給を現行の2倍とする」のが効率的な将来のシステムであると、高効率発電化を否定する結論を出していますが、3.11後の環境変化の中で、果たしてこれでいいのかどうか、真剣な再検証が必要です。

そして、「防災拠点」の役割をどのように果たしていくかについては、近隣住民のための「避難施設」機能提供も、近隣住民への利益還元の上で重要なことですが、それとあわせて、環境整備事業組合を構成する3自治体全体に効果の及ぶ、もっと根本的な防災の役割として、公益施設のための非常用電源として活用できないかどうか、送電上の技術問題、電気事業の法律問題など難しい問題があるのかもしれませんが、重要な検討課題ではないかと考えるものです。

以上